2　医療観察訪問看護管理料	
イ　月の初日の訪問の場合	
⑴　医療観察機能強化型訪問看護管理料１	1,376点
⑵　医療観察機能強化型訪問看護管理料２	1,046点
⑶　医療観察機能強化型訪問看護管理料３	903点
⑷　医療観察機能強化型訪問看護管理料４	903点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合	771点
ロ　月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）	
⑴　単一建物居住利用者が20人未満	301点
⑵　単一建物居住利用者が20人以上50人未満	
①　月15日目まで	251点
②　月16日目以降24日目まで	231点
③　月25日目以降	221点
⑶　単一建物居住利用者が50人以上	
①　月15日目まで	241点
②　月16日目以降24日目まで	221点
③　月25日目以降	201点
注１　医療観察訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護事業型指定通院医療機関（イの⑴から⑷までについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関に限る。）が、通院対象者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を法第106条による精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に対して提出するとともに、当該通院対象者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、所定点数を算定する。	
注２・注３　（略）	
注４　訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、通院対象者又はその家族等の同意を得て、訪問診療を実施している指定通院医療機関（病院及び診療所に限る。）を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している指定通院医療機関（薬局に限る。）と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、医療観察在宅患者連携指導加算として、月１回に限り、所定点数に300点を加算する。	
注５　（略）	
3　（略）	
4　訪問看護物価対応料（１日につき）	
イ　月の初日の訪問の場合	６点
ロ　月の２日目以降の訪問の場合	２点
注１　イ及びロについては、医療観察訪問看護管理料を算定している通院対象者１人につき、区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	
注２　イ及びロについては、令和９年６月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定する。	

2　医療観察訪問看護管理料	
イ　月の初日の訪問の場合	767点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
ロ　月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）	300点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
注１　医療観察訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護事業型指定通院医療機関が、通院対象者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を法第106条による精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に対して提出するとともに、当該通院対象者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、所定点数を算定する。	
注２・注３　（略）	
注４　訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、通院対象者又はその家族等の同意を得て、訪問診療を実施している指定通院医療機関（病院及び診療所に限る。）を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項第１号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）又は訪問薬剤管理指導を実施している指定通院医療機関（薬局に限る。）と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、医療観察在宅患者連携指導加算として、月１回に限り、所定点数に300点を加算する。	
注５　（略）	
3　（略）	
（新設）	